

講演録

フランスにおける流通税の歴史

東京大学教授

中 里 実

◆SUMMARY◆

本稿は、税務大学校和光校舎で平成 20 年 11 月 26 日に開催された「第 23 回租税史研究会」における中里 実東京大学教授の発表「フランスにおける流通税の歴史」の内容をとりまとめたものである。

これまで金融取引に関する論文発表の多い筆者であるが、ヨーロッパの中世にも造詣が深く、本発表においても長年の歴史研究の成果を随所に織り込みつつ、議会の作った制定法と人類の英知の結晶ともいわれる普通法の関係はどう捉えるべきか、あるいは王の課税権に対する身分制議会の承認（すなわち租税法律主義）はいかに誕生し発展してきたのかを議論の柱に、中世フランスにおける課税の変遷、登録税・印紙税等の流通税の歴史について分かり易く解説されている。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

はじめに	2
I 中世フランスにおける王の収入	4
II 中世フランスにおける課税	6
III 三部会の役割	7
IV 流通税の歴史	9
1 登録税	9
2 印紙税	9
終わりに	10

はじめに

本日は、フランスにおける流通税の歴史ということでお話を申し上げます。

これまでずっと現代的な事を勉強してきて、論文を書いてきました。ビジネスローという事で、最近の金融取引とかそういうことに関しての論文を書いてきましたが、もともと個人的な興味は、実は、ヨーロッパの中世にございます。見た目とイメージだいぶ違うと思われるかも知れませんが、ヨーロッパの中世にもものすごく深い興味を持っています。もちろん、それ以前の、ローマ時代くらいからの歴史についても同様です。そういう西洋の歴史に興味を持ち始めたのは、17,8歳の頃なんですけれども、中でも、南フランスのラングドックに興味があります。このラングドックというのはオックの言葉、オック語という意味です。オック語というのはどういうことかという、イエスという時にフランス語はウィと言うけれども、オック語の人達はオックと言う、だから、ラングドックという地域名がついているそうです。北フランスはゲルマンの侵攻でその影響を強く受けましたが、南フランスは、実は、ピレネーの方まで、スペインの方まで、南フランスからスペインの方まではこのラングドック、オック語が話されている地域です。言語的にもそうなんです、法的にも北部フランスと異なるのでございま

して、フランス法を習いますと、北部フランスは、パリ慣習法、パルルマン（高等法院）を中心としたパリ慣習法で、南フランス、要するにこれはオック語の話されている所ですが、ここはローマ法という二元対立があって、結局、北フランスが南フランスを制服することによって、フランスの統一が達成された、ということです。この過程で南フランスの文化というのは破壊されるわけですが、その最たるものが、アルビジョア十字軍です。これはキリスト教の異端、カタリ派、神秘主義のグノーシス派の人達が南フランスにいて、アルビジョア十字軍ということでこれが壊滅させられ、色々なものが焼かれたというようなことがありました。このアルビジョア十字軍とオック語について勉強したいというのが、なんだか知りませんが、若い頃に頭にうかびました。理由はありません。何だかやってみたかったということです。

それで、駒場の大学1年生の後期からフランス語やラテン語やギリシャ語の勉強を始めまして、これは、直接役に立つことでは全然ないのですが、将来仕事を辞める年齢になったら、このオック語の勉強とかアルビジョア十字軍の勉強をしよう、そのためには、若いうちに語学をやっておかないとどうしようもないだろうということで、必死になって勉強しました。気長な話なのですが。そのうちに、

宗教の話や言語の話や法の話が密接に関連しているということに気づいたものですから、今までの論文はビジネスローですが、50歳位から、古い物について勉強していこうということを実は密かに開始していたわけです。といっても、法制史や歴史の訓練を私はきちっと受けてはおりませんから、人様の書いた歴史の本を読んで、受け売りみたいなものしか実はできないわけですね。原資料に当たる、これが今のランケ以来の歴史の大勢は、分析する時代に近い資料ほど価値があるというわけで、法制史の方は、そのような歴史の方法論でいくのでしょうか。私の方はそういうのはとても無理ですから、単純に野次馬根性で色々な人が色々な事を書いたのを読んでいこうということです。それを少しずつ積み重ねてきました。ただ、これを発表すると、今まで私の発表してきた論文と全然違うものですから、助手だった人達とかがビックリしているわけですが、まあまあ、それはそれなりの理由があったわけであります。

一番最近発表したのは、ジュリストの平成20年12月1日号と12月15日号に、中里実「制定法の解釈と普通法の発見(上)(下)」ジュリスト1368号131頁、1369号107頁(平成20年)という論文を発表しました。そこでは、租税法律主義と、「租税法と私法」に関する金子理論について、租税法の中に民法上の概念が取り入れられた場合に、当局は、租税法独自に解釈するという考え方を裁判等で主張することが多い。これは当然のことだと思いますが、それと借用概念を民法に従って解すべきであるという理論が対立します。これが最高裁にまで争われたのが、住友信託銀行のレボ取引の事案だと思いますが、解釈論としてはどちらも成り立つと思いますが、歴史的にどうなのかということを見ますと、やはりローマ法からの流れを、あるいは、北フランスと南フランスの対立この辺のことを考えませんと正しい結論が出てこないというこ

とに気付きました。法制史をやった人間であれば誰もこれは叩き込まれるのですが、“法とは、本来、条文に書いてない”普通法というのでしょうか、それが美しい人類の英知の結晶である、という意識がございます。新しく昨日出た判決の理論も古き良き法に組み込まれていくというような感覚がどこかにあって、それが一つずつ事例として降りて来る、という発想。これが、法曹の活動によって日々生みだされる法だという感覚です。

これに対して、制定法は、市参事会で作ったり、あるいは今ですと議会で作ったりするものですが、議会とか市参事会は法律の素人で、法曹ではない。そういう、制定法は二流の法であるという感覚が、ヨーロッパの法制史の中に存在するわけです。法の世界というのは、どうもそういう感覚で、これはアメリカの最高裁判決でも、“コモンローの世界を侵略する制定法”という言葉が使われていました、制定法は二流のものだというように位置付けられています。何故なら、それは、政治的な妥協の結果として素人が作ったものだからという発想です。その制定法の代表的なものが多分租税法ということになるのでしょうか、その中に美しい民法上の概念があったら、これは民法上の概念を優先するのが当然であるというのが感覚です。ヨーロッパとかアメリカではそういう感覚が共有されているわけですし、だから解釈という時に制定法の解釈と普通法の発見、という二つの考え方があられるわけです。民法を解釈する方法論で租税法を解釈するなどということはとんでもない話だと。公法・制定法と私法・普通法は別世界のものだから、という法制史的な感覚があるんだろうということです。

ですから、例えば、一般的な租税回避否認規定を作ろうという動きがあるように見えますけれども、一般的租税回避否認規定というのは、実は何も定めてないのと一緒だということで、作っても意味が無いというのが、そういう感

覚から出てくるわけです。というのは、それを動かすのは法曹、裁判所ですから、一般的否認規定では議会が何かを命じたことにならないわけです。普通法を乗り越えるには、議会が極めて明確な条文の形で何かをスペシフィックに命じないと、普通法を乗り越えることはできないという、これが、レポの事案で打ち出された裁判所の感覚でしょう。普通法と制定法についてさえそれなんです、その他に租税法律には、もう一つ特殊性がありまして、これは、マグナカルタ以来出てきた王の課税権に対する議会の縛りという、租税法律主義の縛りがございまして、余計、明文できちんと定めないと何も定めたことにならない、という発想が強く出てきてしまうわけです。どちらも課税当局にとっては迷惑な話だと思うのです。ただ、それを乗り越えて課税権を拡大してきたというのが近代国家の歴史ですからやればできるのでありまして、基本概念を無視するわけにはなかなか行かないだろうということを、ジュリストの方に書いたわけです。

更に、そういう勉強をしていたら、租税法律主義について更に詳しく勉強したくなりまして、イギリスの歴史が一番多分明確なんだろうけども、面白いのがどうもフランスだと思ひまして、フランスの、王の課税権とエタージェネロー（三部会）に於ける課税承認について色々な文献を集め、読み始めたわけです。最近、グーグルとかそういうインターネットを通じて、オックスフォードの図書館の奥に深く蔵してある本とかを、そのまま、1分もかければ全部ダウンロードできてしまって、何ページでも読めるわけです。これを使いまして、フランスの三部会関係、あるいは、フランスの中世史に関する貴重な本を、ダウンロード致しまして、それを全部は読めませんから、該当箇所をコピーしては読むという作業を続けているわけです。ですから今日は、課税権と三部会の承認との関係を踏ま

えながら、多少フランスの流通税について概要をお話したいということとして、別に、流通税に私が興味があるとか、必ずしもそういうことではなくて、歴史の研究を始めるための準備運動のような、自分の専門領域からやった方がいいからという、そういうことです。

さて、租税法について考える際に歴史的に見てきますと、どうしても二つの視点が重要になってきます。第一に、法制史の人間であれば誰でも直面する問題でしょうけれども、ヨーロッパ中世において、市参事会とかそういうローカルに作られた制定法と、それから一般的に普遍的に妥当するところの普通法＝ローマ法という二つの間の関係をどう捉えるかという問題が生じてきます。特別法である制定法が一般法である普通法に優先はするのですけれども、そのためには条件があり、制定法が合理的に制定されている時にのみ普通法を乗り越えることができるということで、かなりローマ法に偏した、制定法を軽視するような法運用がなされてきて、それが今のアメリカの連邦憲法の判決にまで及んでいるわけです。日本は大陸法系だから違うといえるかということ、必ずしもそうではないわけですが、なかなか憲法の議論では通常出てこないような話が出てきます。第二に、中世以来の王権と納税者の間の対立関係で、これは課税承認です。身分制議会の課税承認、いわゆる租税法律主義の話です。

この二つの軸が相互に干渉しながら、租税法の解釈等につながっていくということで、本当ならば全ヨーロッパ諸国についてこの二つの軸を通じて大論文が書ければ研究者としては一生を賭けるに値する仕事だと思うのですが、残念ながら今からできることは非常に限られているものですから、エッセンスだけつまんでおいて、できる範囲でということとさせていただきます。

I 中世フランスにおける王の収入

そこでまず“中世フランスにおける王の収

入”ということですが、ここでの中世というのはいつからだとか色々ございますが、メロピング朝とかカロリング朝とか、それ以降、特に12世紀、13世紀、14世紀以降ぐらいの話でしょうけれども、王の収入、“*Les ressources du pouvoir royal*”には二つある。すなわち、通常の収入と、臨時的な収入と二つあるということです。通常の収入のことを“*Les droits*”権利、と呼んでいるわけです。フランス語の*droits*というのは法という意味もありますし、権利という意味もありますし、法と権利は法制史的に同一のものだと説明はつくのですが、その他に、公課という意味があるんですね。何で権利が税金になるかというと、王が持っていた財産権を*droits*とよんでいるわけですが、王が持っている財産権の派生として、相手から賃料のような形でお金を取ることができるということで、この租税のようなものを*droits*と呼ぶようになって、今もそれが続いているわけです。

例えば、登録税は*droit d'enregistrement*になっていますから、登録公課という感じでしょうかね。印紙税ですと*droit de timbre*となりますから印紙公課でしょう。この*droits*というのは本来は権利という意味で、公課というのとはちょっと違うのですが、今では、やはり公課という意味だと、そういう感じです。権利*droits*という言葉にどうして公課という意味があるのか長い間謎でしたけれども、歴史を勉強したら極めて簡単に意味が分かってしまって、何か最初からやっつけば良かったなという感じです。この王の封建領主としての領域に関する財産権、権限がございまして、それを*droits de domaine*と呼びます。王も封建領主の一人ですから、封建領主というのは自分の治める地域の地主で、様々なその地域の土地等を持っているわけです。自分の庭のようなものですから、そこに人が住んでいればそれから色々なお金を財産権的な構成でとることができるわけです。賃

借権の賃料のような感覚で、自分の財産を人に使わせているから、何か頂くということです。こういうふうにして集められるものに様々な名前の様々なものがあったわけです。このようなものを*droits*と呼び、その中には、*Amortissement*とか*Aubaine*とか*Bâtardise*とか*Confiscation*云々という、これそれぞれ内容の異なる様々なものがありました。

これらについては、実は、20世紀初頭にアメリカで書かれた大学の先生の論文に、極めて要約が綺麗になされているので、論文の時にはこれを引用しようと思います。*Ignatius Wadsworth Brock, Financing the Sun King, The French Review, Vol. 7, No. 5, pp. 395-401 (Apr., 1934)*という論文をEmory大学の方が書いていまして、20世紀前半のアメリカというのは、ヨーロッパ研究がものすごく熱心になされていて、今あまりなされてないですが、租税の歴史も色々な文献がありまして、英語でもってアメリカとかイギリスで書かれたフランスやドイツに関する論文でもって、かなりの程度フランス史やドイツ史が理解できる。ですから、ドイツ語やフランス語のあまり得意ではない、そういう人間であっても、玄人として論文書くとなるとちょっと厳しいかもしれませんが、一応概観はつかめる。その上でドイツ語なりフランス語なりを読めば、そんなに間違える事はないだろうという、そういう感じです。

様々な封建領主としての権限から生ずる色々な*droits*、公課があったわけで、租税と言っではいけないのですが、王がお金を取る権利があったわけです。それに対して16世紀に、実質的には間接税なんですけど、新しい公課が導入されるわけです。それが、*insinuation*とか*contrôle*とか*timbre*とか*centième denier*という、今の登録税のご先祖様です。この*timbre*というのは正に印紙税のことです。この16世紀に導入された実質的な登録税、これは実際には税金という形

で導入されたのではなくて王の財産権の派生ということで、封建領主としての王がそこから集める何かという、手数料のようなものとして導入されたということでございます。こういうふうに王の封建領主としての権限から生ずる手数料のようなものについては、これは、議会の同意なしに王は課税することができるわけです。なぜかという、王の財産権の派生物ですから普通法、ローマ法に照らして何の問題もない、自分の財産から人に使わせてそこで手数料を取るのに何もいらないということです。

II 中世フランスにおける課税

ところが、王様が他の封建領主と同じ様に、その中の強大なものの程度の存在にすぎなかった時代は良かったのですが、12世紀、13世紀ぐらいからでしょうか、十字軍その他で、軍備にお金がかかるようになってきます。ここに特に、軍隊を派遣するために臨時的な収入が必要になってきます。今までのような、王の封建領主としての賃料に相当するようなものでは、税収が足りなくなりまして、何か今までの感覚からいうと違法な、要するに、財産権から派生して当然に取れるようなお金でないお金を、よこせと言って取るというようなことが行われるようになります。その中で一番最初のもは、十字軍の時にとられたものだというふうに言われております。これが、ディームサラディンと呼ばれているもので、サラディンというのは聖地を支配していた王です、これと戦うためにお金を出してくれというのが、1198年にフィリップオーガスタスという王様によって導入された、これが臨時の課税の始めです。

結局、封建領主としての王の権限に基づかずに金銭を取るということは、これはローマ法上違法ですから、やってはいけないわけです。仕方がないのでどうしたかという、相手方の納税者の同意を擬制したということで

す。納税者の代表の同意を得たわけです。身分毎に代表者が集まって、その代表者に対して、今度十字軍に出かけて行って聖地を奪還するためにお金を下さいと、これは今までの封建領主としての、土地等の領有権から派生するようなものではなくて、何の対価もなしに直接の対価もなしによこせというものです。そこで相手方である納税者側が良いと言いますとここに合意が成立しますので、贈与の形でもって租税というものが始まったということです。これが始まった1198年が最初のフランスに於ける身分制議会による課税承認だというふうに言われております。

ここに、租税法律主義の萌芽というか前身があるわけで、納税者の同意なしに課税できない。納税者の同意というのは、身分制議会で人々が集まって、王がよこせといったら分かりましたということで、贈与契約がそこに成立するという、何の対価もなしに財産を奪うという近代的な租税というのは、中世の感覚ですと違法ですから、そういうことはなかったわけですが、今のような贈与を擬制することによって、擬制というのか贈与の形を取るによってそれがオーケーとされたわけです。今の租税法律主義で条文に規定がないと課税できないというのは課税する側にとってみれば迷惑な話ですが、それが厳格に言われるのもこのヨーロッパの12世紀以来の、あるいは13世紀以来の、この歴史に根ざすわけございまして、条文の形で明確に書いてないと納税者がオーケーしたことになりますから、納税者がオーケーしたことにならないものは取れないという、フィクションですが一応こういう説明になっているという事でございます。

こういうふうに、臨時の収入確保というやり方で、王の方は一々同意をとるのが面倒くさかったので、同意を取らなくてお金を取る方法を考えて、**emprunts** 国債が利用されました。要するに借金の証文を押し付けた。国

債を強制的に売りつけるという話で、日本もこれは戦争中やりましたけれども、押し付けたというとは何ですが、それが行われたわけです。しかし、それよりも、何と言っても租税がいいということで、臨時的に相手方の同意を得て取られる税金、*impôt* ができてまいります。この中世の先祖が *l'aide féodale* という封建的援助金、御用金と呼ばれるものでして、領主が領民に対して要求する。但し相手方の了解を得るということで、要するに、王様が、封建的な御用金と称して、今度戦争に行くからとか、娘が結婚するからとかということで、相手方の同意の下に取っていた、*aides féodales*、というのが後の税金になってくるわけです。今までの領有権に基づくものも今は税金になっているわけですが、本当の税金は御用金から始まるわけです。

その中には直接税と間接税と二つあります。その中の直接税には、これも、*taille*、それから *capitation*、*corvée*、*vingtièmes*、*dixièmes* とか色々なものがあるんですが、中身についてはまた論文書く時に説明するというのですが、そういうふうに様々な直接税が導入され、またそれとともに、間接税も *aides*、*traites*、*gabelle* の3つが代表的なものですけれども、それぞれちょっと違った形で導入された、ということです。これは実際にはアルコールとかそういうものに対してかかるものだったようだけれども、そういう間接税が導入されてきた。それぞれ呼び名があって、綺麗に整理されていますので、概要を整理するのは歴史家が整理したものの孫引きになってしまうけれども、これはもう勘弁していただくということで論文にしようと思っております。

Ⅲ 三部会の役割

今のように、領主としての権限から自然的に派生するものと、それから課税権という、これが中世の2分類で、両方からお金があが

ったわけで、そのうち、臨時的な収入である租税が段々重要になってきました。この臨時的な収入を得るためには、身分制議會の承認が必要でした。これはフランスではエタージュネロー、三部会がこの身分制議會ということです。イギリスの議會と比べますとフランスの議會は王権の前に弱体であったということが出来ます。イギリスの議會はマグナカルタの時以来果敢に王権と戦いまして、強大なパワーを確保していき、最後には名誉革命で、完全な租税法主義を権利章典という形で勝ち取るわけですが、フランスの三部会は最初のうちはある程度課税承認権を与えるということで、王の恣意的な課税をブロックするという役割を果たしていたのですけれども、段々弱体化しましてそのうち開かれなくなってしまって、急に開かれるようになったのがフランス革命の頃だという歴史があるわけです。だから財政という観念はイギリスで成立したものがフランス革命の後になってですけれども、フランスに輸入されたものだというので、財政あるいは財政民主主義というのは、そもそもイギリスが発祥の地で、その最初のものはマグナカルタだというふうにいうことができるようです。

ジュリストの12月1日号の論文で、この三部会の役割について色々ここに書きました。けれども、イギリスのマグナカルタ以来の歴史については、これは金子先生が「市民と租税」(加藤一郎編『岩波講座現代法8』324頁、1966年)及び「租税法講座」の第1巻の中でお書きになっておられます。先生の論文の中に援助金という言葉が使われておりまして、それをそういうふうにジュリストで、もじってそんな訳を充てたのですが、イギリスとフランスそれぞれ、最初は似たようなものが段々違ってくるというので、非常に面白いですよ。

ただ、ここで重要なのは私のような素人が中途半端に歴史に入り込むということは、危

危険なことなのですから、しかし、かといってヨーロッパ中世のそういう歴史を無視して財政民主主義とか租税法律主義を、あるいは租税法の解釈を語るというのは、かなりこれもまた危険なことではないかと。先程申し上げましたけれども、法律の解釈というのは民法でも租税法でも同じだという、誤った考えが蔓延しているわけです。例えば権利濫用というのは民法にあるから租税法においても権利濫用があって、これが租税回避の否認だとかいう考え方です。しかし、これはそういうことではないので、私法の解釈と公法の解釈は全然違ってきます。公法・制定法は解釈そのものですが、普通法的な色彩を引き継ぐ私法については解釈というよりも、個別の事件毎に、新しい法が発見されるというような感覚です。だから民法はあんまり改正せずに今も来ているわけです。それから、民法について立法者意思を探究するという学説があるわけですが、民法というのは、本質的には誰かが立法したものではありませんので、立法したものでもないものの立法者意思を探究してどうするんだという考え方がでてくるわけです。いつも授業で言うのですが、民法というのは東大で作ったものです。民法典を作ったのは東大です。しかし、東大の3教授が、本当に民法典の中身を作ったかというとなんかそうではないので、ローマ時代以来のそれを条文の形に整理したということです。一定の目的に添って制定法律を無から作ったというのは意味が違うわけですし、租税法の人が民法解釈学を勉強して租税法にそれを活かすなんてことは危険なことで、制定法の解釈というのは、制定法の解釈のルールが別途あるわけでは民法の解釈という名の法の発見とは自ずと違う。だから権利濫用なんていう言葉をそう簡単に租税法の中にもって来るとするのは、危険というか、法律として非常識だということになってしまうわけです。別に危険でもいいんですが、正しければ。しかし、法律の解釈

としてはありえないことなのです。そういうことが、実際には、自覚なしに、そして、歴史を無視して、結構行われているわけですし、そうするとなかなか厳しいわけですね。

それもこれも私たちが基礎法、西洋法制史とかローマ法とかを法学部で勉強しなくなったことの結果なのではないかというふうに反省しているわけです。司法試験に受かる、あるいは公務員試験に受かるためには、基礎法は役に立たないからやらないということなのでしょう。たとえば、会社法を作った人は、会社法という法律を租税法律と同じ様に制定法と考えていたように思われます。つまり議会在作る制定法だというふうに会社法を認識して作ってしまったわけです。しかし実際には会社法というのは、昔からの商法の蓄積、学説なり判例があつて、条文はその一部でしかないわけでありますから、新しく条文を作ったから今までの学説や判例の蓄積が全部消えてしまう、なんて考え方はあり得ないのです。アメリカに留学すれば、まだ、コモンローと制定法の間を勉強するのですけれども。ですから江頭憲治郎先生が商事法務の、注釈会社法の第1巻のはしがきで、立法担当者の考え方と異なる事をお書きになったわけです。会社法というのは私法ですから、そういう制定法でないものを、議会の作った制定法であるかのように考えている、行政法の一部であるかのように考えているという時点で、法律家としてどうなのかということ、江頭先生そこまではっきり仰いませんが、翻訳するとそういうことになるのかもしれませんが。しかし、恐らく、立法担当官がああいう条文を作ったとしても、裁判所が立法担当官の意思とは違った形で、会社法という法典を解釈運用していく過程で、立法担当官の意思とは離れた形で、新しい理論が今までとの継続性を保ちながらできていくのではないかと。それが法的作用で、法曹というものはそういうものだというところがあるのではないかという気がい

たします。そういうことが分かるわけです。

IV 流通税の歴史

次に流通税の歴史でございすけれども、ヨーロッパで非常に古い歴史を持っているわけでした、大体二つに分かれる。登録税と印紙税と二つの似た様な異なったものに分かれるわけです。登録税や印紙税はヨーロッパ各国において、非常に古くから重要な税収源であったということに関して、アダムスミスの「Wealth of Nations」第5編の第3章の最後の部分に、土地に対する課税、印紙税、各種の関税、それから間接税、これがイギリスの租税の4つの主要な部門を構成しているということが書いてあるわけですが、イギリスは登録税でなくてもっばら印紙税でやってきたわけで、国によって、登録税中心の国、印紙税中心の国と分かれるわけですが、どちらも考え様によっては似たようなものでございす。それからフランスの20世紀初頭では、直接税、所得税の前身が20%、登録税・印紙税が25%、消費税・関税が55%租税収入の中に占めていたということですから、流通税の税収はかなりの金額になっていたということです。ついこの間までそうだったということです。

1 登録税

登録税は特にフランスにおいて重要な地位を占める租税ですけれども、それには歴史的な理由がございす。アンシャン・レジームの下において、不動産登記等の際に手数料等が徴収されていたのですが、これはどちらかというと、役務の対価としての性格の強いものでございまして。先程の16世紀に導入された実質的な間接税というのがこれですね。土地台帳に登録するから手数料として頂戴というものが本来の形で、これは租税というか手数料的な色彩、実質は間接税ですが手数料的な色彩だったわけですね。しかし、1798年フランス革命のときの12月5日と19日、

なんで二つの日にまたがるのかわかりませんが、その法律で登録税という新しい租税が創設されました。ここは、*impôts d'enregistrement* とならず *droit* という言葉が、*droits d'enregistrement* という租税になってからも残されている所がポイントです。それが革命暦の7年フリメール22日、1798年12月12日の法律によって整備され、結局はこれが基本となって現在につながっているということでございす。これは、民法とすごく密接な関係に立っておりまして、公証人の手数料と税金と、そういうのをまとめて公証人に対して払うという形で納税が行われ、この公証人というのは、国家公務員で、大蔵省の支配に服するということです。日本は司法書士は別に公務員ではありませんし、本当ならば、流通税をとる、例えば登録免許税等をとるというような形で、大蔵省の下に置くという制度運営もフランス流に言えば、当然に考えられたわけです。今日本ではそうになっておりませんけれども、そういうことでございす。

それから、アンシャン・レジームの下において、高等法院、パルルマンは法令審査権を持っておりました。王から送付された法令を審査し、登録することによって始めて法律としての地位が認められるということで、王が単に法律を公布してもだめで、それがパルルマンの承認、法令審査を受け登録されるということで、これを登録権（*droit d'enregistrement*）といいます。先程の登録税と同じ単語が充てられますが、こう呼ばれていたわけです。この登録権というのも、登録行為の重要性というのを裏付けるわけですから、何らかの意味において登録税と関係ないこともないように思われます。

2 印紙税

それから、印紙税(*droits de timbre*)ですけれども、印紙税のほうは登録税のようにフランスの王の領主としての権限から派生したも

のとはちょっと違いまして、印紙税は 17 世紀に作られたものです。1624 年にオランダとスペインとの戦争の戦費調達のために、オランダの方で、懸賞論文というのかそういう公募がなされて、それで何とかという人が“こういう税金はどうだ”ということで、それが採用されたのが印紙税だと言われております。最初の印紙税は印紙を貼るのではなくて、書類にはんこを押す。このはんこの事をターンブルと呼び、そういう税金だったわけです。この、はんこを押すという税金が、あちこち 1673 年フランス、1694 年イギリスで導入されまして、後に、印紙のかたちになりました。日本では印紙のかたちのものが 1873 年に導入されたわけです。しかしこれ、非常に評判が悪くて、1675 年にフランスのブルターニュ地方で「印紙税一揆」というのが起きたと。これについて研究していらっしゃる歴史家の方がいらっしゃって、こういう人生を羨ましく思うんですけど、東大の歴史の方だと思えますが、印紙税一揆について研究していちゃいます。それからご承知のとおり、1765 年にボストンティーパーティー、これもイギリスがアメリカ植民地で印紙税を導入したということが、私達高校の世界史で習いますが、ここでの印紙税とはどういうものかについては、あまり深く考えずに教えていますね。実際には、今のような経緯があったようです。フランスの歴史を見ていると租税の納付を証明する書面への押印という形で 1673 年に課税が開始された、これはルイ 14 世の時です。このように押印のなされた書面を押印文書、パピア ターンブレと呼んでいたわけですが、郵便切手の影響を受けて、1860 年にターンブル フィスカル モビル、印紙の貼付という形で課税されるようになったということです。

終わりに

現在イギリスにおいて、住宅取得の際の印

紙税の軽減を巡り（これは高い税率のようです）、景気対策のためにそれを何とかしろという議論が行なわれている、これは去年までの情報で、今年はもう既に減税措置をとられているのではないかと思いますけれども、今もフランスでもイギリスでも、印紙税なり登録税は重要な位置を占めております。ただ、E U 法の中で、この印紙税や流通税、登録税が金融取引に対して課されると、日本の有価証券取引税のようなものですが、これは、域内の統合を阻害するという事でヨーロッパ裁判所で、違法の判決が出されてあちこちでそれが廃止される憂き目に遭っておりまして、それについても、もう論文書き上げていて、どこかで発表しようというふうに思っているところです。以上でご報告を終わらせていただきます。